

令和7年12月

定例会議事録

備北地区消防組合

令和7年12月23日備北地区消防組合議会定例会を開会した。

1 出席議員は、次のとおりである。

1 番 青山 学	2 番 堀内 富夫	3 番 堀井慎一郎
4 番 前田 智永	5 番 國利 知史	6 番 吉川 遂也
7 番 片岡 宏文	8 番 竹田 恵	9 番 細美 克浩
10 番 山田真一郎	11 番 藤岡 一弘	12 番 増田 誠宏
13 番 藤井憲一郎	14 番 五島 誠 (副議長)	
15 番 弓掛 元	16 番 保実 治 (議長)	

以上16名

2 地方自治法第121条により出席した者の職氏名は、次のとおりである。

管理者 福岡 誠志	副管理者 八谷 恭介	副管理者 細美 健
三次市長	庄原市長	三次市副市長
消防長 山本 修司	総務課長 茶木 篤紀	予防課長 常島 竜治
警防課長 中岡 紳	通信指令課長 真丸 行成	庄原署長 前田 拓哉
東城署長 永井 勝明	備北地区消防組合 監査委員 田邊 宣昭	備北地区消防組合 会計管理者 中村 啓子

以上12名

3 議会事務局職員として出席した者の職氏名は、次のとおりである。

総務課課長補佐 児玉 智宏	総務課庶務係長 橋本 政彦
総務課経理係長 山本 陽広	

4 会議に付した事件は、次のとおりである。

議案日程

日 程	議案番号	件 名
第1		会期の決定について
第2		行政報告

第3	報告第1号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
第4	議案第12号	備北地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例（案）
第5	議案第13号	「令和6年度備北地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定」について
第6	議案第14号	令和7年度備北地区消防組合一般会計補正予算（第1号）（案）

5 議事の状況は、次のとおりである。

午前10時00分 開会

○議長（保実治君） 本日は何かと御多忙のところ御出席賜り、厚く御礼申し上げます。

本日の議会の出席人数は16名であります。

ただいまから令和7年12月備北地区消防組合議会定例会を開会いたします。

なお、本日の定例会は、撮影、録音、録画を許可しております。

直ちに本日の会議に入ります。

本日の会議録署名者を指名いたします。

会議規則86条の規定によって、署名者は藤井議員及び國利議員を指名いたします。

それでは、日程に入ります。

日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保実治君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定しました。

それでは、次の日程に入ります前に、福岡管理者から挨拶の申入れがありましたので、これを許します。

〔管理者三次市長（福岡誠志君）、挙手して発言を求める〕

○議長（堀井秀昭君） 福岡管理者。

○管理者三次市長（福岡誠志君） おはようございます。

本日、令和7年12月備北地区消防組合定例議会を招集しましたところ、議員の皆様には年末で何かと御多忙の中、御出席をいただきましてありがとうございます。

また、当組合の運営につきましては、皆様の理解と御協力によりまして円滑な業務の推進が図られているところでありまして、心から御礼を申し上げます。

まず、今年一年を振り返りますと、幸いにして当組合管内におきましては大規模災害の発生というのはありませんでしたけれども、火災件数、救急出動件数は

依然として高い水準で推移しています。今年も多くの火災が発生し、併せて多くの被害が発生しています。11月末現在で火災の発生は69件、昨年度と比較して20件増加しております。1名の方がお亡くなりになりました。謹んで御冥福をお祈りするとともに、被害に遭われました方々に対しまして心からお見舞いを申し上げます。

特に、救急需要につきましては年々増加傾向にある中、今年10月から始まったマイナ救急を運用することで、傷病者や家族の負担を軽減し、その後の処置が迅速かつ適切に行えるよう取り組んでまいります。

消防力の充実強化に向けては、本年度も装備の更新や隊員の専門的教育訓練を計画的に進めてまいりました。引き続き、安心して暮らせる備北地域の実現に向け、現場力の向上と組織体制の強化に努めてまいります。

また、現在建設中の消防本部・三次消防署新庁舎につきましては、組合議員各位の御理解と御協力をいただきながら、来年3月の完成を目指し、移転に向けた準備を進めているところです。

本定例会におきましては、令和7年度の補正予算案をはじめ、各案件について御審議をお願いすることとなります。いずれの案件も住民の安全・安心の確保に資する重要な内容でありますので、慎重なる御審議の上、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

○議長（保実治君） 日程第2、行政報告を行います。

消防長から行政報告のお申出がありましたので、これを許します。

〔消防長（山本修司君）、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 山本消防長。

○消防長（山本修司君） 皆さん、改めましておはようございます。

お許しを得ましたので、行政報告をさせていただきますが、その前に業務事故などのおわびと夜間警備室勤務の廃止について報告をさせていただきます。

本日の議案として上程させていただきます損害賠償の額の決定につきまして、報告をさせていただきます。

去る10月13日、三次市大田幸町におきまして住宅調査を行っていた際、三次消防署のポンプ車が狭隘な市道を走行中、住宅の軒にポンプ車の上部の手すりを接触させ、住宅のといと瓦1枚を破損させる事案が発生いたしました。事故発生

後、職員に対しまして、狹隘道路を通過するときは周囲の確認をしっかりと行った後に、細心の注意を払うとともに誘導員を適切な位置に配置するよう指導をし、改めて事故防止の徹底について文書により周知したところです。御迷惑をおかけしました関係者の方に対しおわび申し上げますとともに、再発防止に努めてまいり所存であります。

また、NHK受信料未払い問題について、今年8月、組合議員の皆様にご報告させていただいたことについて、当組合が保有する緊急車両55台のうち、テレビ受信機能つきカーナビゲーションを搭載している30台及び広島県総合行政通信網端末1台についてNHK放送受信料の契約が未締結であることが判明し、NHK広島放送局と協議の上、受信料契約の解約条件としてテレビ受信アンテナの撤去を実施することとし、全ての対象車両について令和7年8月までにアンテナの撤去作業を完了しております。

本事案の発生原因につきましては、緊急車両及び県通信端末における受信機能つき機器の契約義務について認識が不足していたことによるものです。今後は、車両の更新時にはテレビ受信機能を除くことで再発防止に努めます。

なお、未払いの受信料につきましては、本定例会に提出しております追加補正予算議案に当該経費を計上しており、御審議をお願いしているところでございます。

改めまして、住民の皆様、当組合議会議員の皆様をはじめ各関係機関、関係者の皆様に多大なる御迷惑、御心配をおかけしましたこと、心より深くおわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

次に、三次消防署及び庄原消防署の夜間警備室勤務の廃止について御報告をさせていただきます。

夜間警備室勤務は、22時から5時までを職員が交代して勤務しております。このことについては、行政経費の大幅削減の取組として、平成14年10月から全ての出張所の夜間警備室勤務を試行的に廃止し、翌15年には東城消防署も廃止しており、以降22年間、緊急時の対応等、業務に支障なく経過しておりますので、現在、夜間警備室勤務を行っている三次消防署と庄原消防署においても、これまでの経緯を踏まえた上で消防本部・三次消防署が新庁舎に移転する機会に全面廃止を行いたいと考えております。

なお、庄原消防署においては、防犯カメラやインターホンなどの設置を終えており、来年4月から1年間の試行運用を行った後、本格運用に移行しますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、お手元にお配りしております行政報告資料に基づき、報告をさせていただきます。

資料1 ページから2 ページの資料1，令和7年度主要事業につきまして。

まず、職員研修につきましては、消防職員として高度な知識及び技術を習得することを目的に、東京都にあります消防大学校へ2名が入校しております。また、広島県消防学校にこれまで延べ18名が入校しており、今後の入校予定者は9名です。さらに、通信指令研修として岡山県消防学校に1名を入校させております。救急救命九州研修所につきましては、指導救命士養成などのため2名が研修を修了し、さらに1名が現在、救急救命士国家試験合格に向けて研修しております。

次に、兵庫県のはりま交通研修センターで、緊急走行時の知識と技術の習得のため、緊急車両運転者特別研修を2名が受講することとしています。

さらに、その他の職員研修として、昇任者研修，若手職員の育成，また組織の底上げを目的とした警防，救助，救急などの各種研修会等を，ウェブなども活用しながら実施しております。今年度からの新しい取組として，外部研修のピアカウンセラー研修を2名受講させ，職員のストレス対策を充実させております。

次に，3 ページの消防車両，施設等の整備についてです。

まず，車両の更新につきましては，(1)，(2)のとおり，本年6月6日開会の組合議会臨時会において御議決いただきました三次消防署甲奴出張所及び庄原消防署高野出張所配備の高規格救急自動車2台と，それぞれの救急資機材を11月21日付で配備いたしました。

車両更新後の旧車両につきましては，K S I 官公庁オークションの公有財産売却システムを利用して，来年入札をする予定です。

次に，新庁舎関連事業につきましては，消防本部・三次消防署新庁舎建設工事の建築部門は株式会社加藤組が，電気工事の部門は株式会社中電工と光栄電工株式会社の共同企業体が，機械部門については有限会社谷中設備工業が，外構部門は天津建設株式会社が，工事監理業務は株式会社あい設計がそれぞれ請け負い，

2週間に1度の新庁舎建設工事工程会議を実施して業者間の調整を図り、予定どおりの工程で進んでおります。

4ページの通信指令センターの消防救急デジタル無線設備整備工事及び高機能消防指令施設整備工事はNECネットエスアイ株式会社が、消防救急デジタル無線設備整備工事監理業務及び高機能消防指令施設整備工事監理業務については株式会社エス技建が請け負い、今月から指令設備の搬入を行い、工事を進めております。

新庁舎の事務系ネットワーク工事、備品購入、トレーニング機器、引っ越し業務につきましては、表に記載している業者がそれぞれ請け負い、年度末での全ての工程を整えてまいります。

4ページ下段を御覧ください。

職場環境等の整備につきましては、庄原消防署の防犯カメラ、インターホン設置工事をはじめ、三次消防署作木出張所、庄原消防署西城出張所及び高野出張所のエアコン取替工事、さらに勝光山基地局給電線支障木伐採業務は完了しております。また、職員の健康診断を東広島記念病院に委託し、12月上旬の3日間で実施しております。

5ページの主要行事等につきましては。まず令和7年度甲種防火管理者再講習は11名が受講されました。

また、住民の皆様に対する応急手当ての普及啓発活動として、救命入門コースを11回実施し998名、普通救命講習を62回実施し1,196名、救急教室を171回実施し4,204名が受講されております。

他の団体との合同想定訓練につきましては、地域防災訓練を3回実施し、延べ1,353名が参加されています。

火災想定訓練及び救助救急想定訓練については、5ページから8ページに記載しておりますとおり、合わせて43回実施し、1,999名の参加をいただいております。

8ページの最下段に記載しております令和7年度広島県総合防災訓練については、10月18日に三次市親水公園において実施し、参加団体42機関、200名の参加により実施いたしました。訓練は、三次市に直下型地震が発生し、甚大な被害が発生したとの想定で、16項目の訓練を実施しました。今後は各訓練を検証し、関

係機関との協定や連携内容などを精査し、受援側としての体制を強化してまいります。

今後、あらゆる災害に対応できる組織づくりを進めるため、各機関と連携し、訓練を重ねてまいります。

続きまして、9ページ、10ページの資料2は、火災、救急、救助の出動状況、ヘリコプターの活用状況、高速道路への出動状況でございます。

9ページの1、火災発生状況につきましては、11月30日現在、69件の火災が発生し、前年同時期と比べ21件増加している状況です。火災種別の件数を昨年同時期と比較しますと、建物火災が9件、林野火災が8件、その他の火災が6件それぞれ増加し、車両火災が2件減少しております。なお、12月に入りまして現在までに2件の火災が発生しており、内訳は車両火災と林野火災です。

次に、表の右側です。火災によりお亡くなりになられた方は1名、負傷された方は8名で、前年同時期に比べお亡くなりになられた方が1名減少し、負傷された方が4名増加しております。お亡くなりになられた方の火災種別は、建物火災で1名、原因は一酸化炭素中毒によるものと推定しております。また、負傷された方は建物火災5名、その他の火災3名で、原因は初期消火中に炎にあおられたもの、避難中に煙を吸い込んだものなどです。

引き続き、火災の未然防止、火災による死傷者をなくすため、住宅防火査察を積極的に実施するとともに、より効果的な火災予防広報及び啓発活動に取り組んでまいります。

下段2の救急出場状況につきまして、4,438件出場し、昨年同時期と比較し31件増加しております。種別の内訳では、急病が34件、一般負傷が98件増加し、交通が28件、その他が73件減少しております。

続きまして、10ページの救助出動状況につきましては、昨年同時期と同数の56件の出動で、そのうち32件活動し、31名を救助、24名を医療機関へ搬送しております。

次に、消防・防災ヘリコプターの活用状況は、救急搬送2件、救助活動3件、訓練が6件、計11件出動しています。

また、ドクターヘリの出動状況は、広島県、島根県、鳥取県、岡山県のドクターヘリを合計62回要請し、活動した件数は36件です。

次に、中国自動車道への救急出場状況は17件出場し、14名を医療機関に搬送、また中国横断道尾道松江線へは22件出場し、12名を医療機関に搬送しております。

今後、積雪、凍結などによる事故の多発が予測されますので、高速自動車道への出動態勢に万全を期してまいります。

続きまして、11ページの資料3、救急業務の高度化につきましては、現在当組合では58名の職員が救急救命士の資格を有しており、そのうち52名を3消防署7出張所に配置し、救急活動に対応しております。

救命士等が行う救急活動を医師が医学的な観点から助言、指導を行うメディカルコントロール協議会の運営状況は、救命士を中心に症例検討会をウェブ開催で2回実施し、来年3月にも実施を予定しております。

また、心肺停止123症例のうち、救命士により気管挿管や食道閉鎖式エアウェイを使用した気道確保を57症例実施、静脈路を確保した74症例のうち21症例で薬剤投与を実施しております。それらの処置のうち、11名が心拍再開、13症例でAEDによる除細動を実施して2名が心拍再開しております。さらに、通信指令員による口頭指導により、105症例でバイスタンダーによる心肺蘇生法が行われ、7名が心拍再開しております。

今後も、通信指令員の口頭指導能力をさらに高めて、救命率の向上を図ってまいります。

次に、12ページのマイナ救急ですが、本年10月から全国一斉にスタートし、表に記載している数字となります。

続きまして、13ページからの資料4、火災予防活動についてです。

林野火災が多発する4月は、各種媒体を活用した予防広報、消防車両による広報、パトロール及び現地指導を重点的に実施しています。

立入検査につきましては、年間査察計画により防火対象物1,431棟をはじめ、危険物、高圧ガス、火薬類施設等についてそれぞれ実施しております。

一般住宅防火査察では、一人暮らし高齢者住宅400世帯を含む2,920世帯を訪問して、火災予防の指導を行っております。

防火教室及び消防訓練指導では、地域などを対象とした防火教室等を33回実施し、1,229名が参加されました。また、防火対象物の消防訓練指導は164回実施

し、1万1,441名が参加されています。

次に、14ページの自主防火クラブの育成では、写生大会や防火パレードなどを実施することで、幼年期における防火意識の醸成を図っております。

続きまして、14ページ中段から16ページは、令和7年秋季全国火災予防運動の実施結果をまとめたものです。

火災予防運動では、火災等想定訓練を12か所、853名の参加、防火パレードを16回、466名の参加により実施しました。

引き続き、消防団や自治会、消防クラブなどと連携し、想定訓練や防火パレードなどを実施することで火災予防思想の普及啓発に努めてまいります。

続きまして、18ページからの資料5は、通信指令センターの運用状況でございます。

119番通報の受信状況につきましては、第1表のとおり、受信総数は6,706件で、昨年同時期と比べると131件増加しています。

第2表は携帯電話からの受信状況で、受信総数は3,162件、昨年同時期と比べると314件増加しています。

第3表の緊急通報システムの受信状況では、受信総数は461件で、昨年同時期と比べ2件の減少、また加入状況は第4表のとおり三次市が1,085件、庄原市が394件となっております。

次に、その他の通報システムの運用状況ですが、言語、聴覚に障害のある方が円滑に通報を行えるシステムである福祉ファクシミリ、メール119、NET119緊急通報システムの運用状況につきましては、計19件の加入者で運用しておりますが、今年は11月末現在までの受信はございません。

映像通信システム、ライブ119につきましては、119番通報された方のスマートフォンのカメラを利用し、現場の映像を受信するもので、今年11月末現在で通報者の御理解を得て50件を実施し、うち成功した事例は29件になります。

外国人からの通報に対応するため、通訳を介し、通報内容を聞き取る多言語通訳ですが、今年11月末現在で3件の利用を行いました。

資料による報告は以上となります。

消防本部・三次消防署新庁舎建設事業につきましては、順調に工事が進んでおり、3月末の運用開始を目指しております。さらに関係機関、工事事業者と連携

を密にし、事業を進めてまいります。

今後も、管内住民皆様の安心・安全確保のため、安定的、継続的に消防機能を発揮できる消防庁舎へのスムーズな移転を目指し、三次市、庄原市と綿密に連携を取りながら事業を進め、進捗状況に応じた議会への説明に努めてまいります。

結びに、これから寒さが厳しくなり、暖房器具を使用する機会が増え、建物火災の発生が懸念されます。職員には活動時の安全管理の徹底と、出動に備えて常に緊張感を持った勤務を指示しております。引き続き、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして行政報告とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い致します。

○議長（保実治君） 行政報告について質疑がありますか。

〔1番 青山学君、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 青山議員。

○1番（青山学君） ありがとうございます。

12ページの6、実証事業参加のところの(1)のエピペン投与実証事業についてちょっと詳しく教えていただきたいと思いますが。よろしくお願い致します。

〔警防課長（中岡紳君）、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 中岡警防課長。

○警防課長（中岡紳君） 失礼します。警防課長をしております中岡です。よろしくお願い致します。

今、青山議員から質問がありましたエピペン投与、この実証事業ですが、これについては重症のアナフィラキシーショック、これに対するエピペン投与、これ従来は救急救命士であっても、エピペンを処方されている傷病者に対しては、それを本人が打てないというような状態であれば代わりに救命士が投与できるということであったんですが、この事業についてはエピペンを処方されていない傷病者であってもエピペンを装備した救急車でそれを投与できるということです。これについては重症のアナフィラキシーショックに対してはエピペンの装備、投与が今後の予後に大きく良好な結果をもたらすということで実証事業が行われるということで、既にこの実証事業、備北の実証事業はもう終了をしております、2件、いずれも蜂刺されによるアナフィラキシーショックの重症患者に投与した

ということです。

以上です。

○議長（保実治君） 青山議員。

○1番（青山学君） 御説明ありがとうございます。

このエピペン投与，先ほど言われたとおりアナフィラキシーで大変重症な人に対して早期にしなければいけない。やっぱり庄原市で山とかで作業されてアナフィラキシーになる方が大変多いと思いますので，この事業がぜひ継続的になれるように，広報のほうもしていただきたいと思います。大変この2件というのはすごい希望が持てるというか，すごいいい数字だと思います。大変ありがとうございます。

○議長（保実治君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保実治君） これにて質疑を終結いたします。

続いて，これより事前に提出されております発言通告による質問を許します。

〔1番 青山学君，挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 青山議員。

○1番（青山学君） 改めまして，おはようございます。

それでは，事前に通告させていただきました通告に基づいて質問のほうをさせていただきます。

私は，大項目として2つ上げさせております。

まず1点目，こちらは職員の労働環境改善への取組について質問させていただきます。

災害が激甚化，頻発化しており，消防業務に対する期待と要望が近年とても大きくなっておると思います。その中で，備北地区消防組合救急件数が，先ほど報告でもあったとおり2年連続で過去最多を更新するペースで増加していると認識しております。今後も救急隊への負担が増えることが考えられます。備北地区消防組合として，救急隊への負担が増える中で，現在どのような対策をされているのかお伺いしたいと思います。

〔消防長（山本修司君），挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 山本消防長。

○消防長（山本修司君） 失礼します。

議員の説明について回答をいたします。

負担軽減につきましては、平成18年の救急件数は4,000件前後で推移していましたが、コロナ禍明けには5,000件近くの救急件数になっております。

労務管理を含めた対応ですが、例えば救急件数が一番多い三次消防署では基本的に2台の救急車で対応をしております。1隊は日中に対応し、21時以降は交互に出場しております。また、広島市や県外などの遠方への施設間搬送、転院搬送になりますけども、往路、復路で機関員、この機関員というのは救急車を運転する隊員になります、機関員を交代させております。そして、次にもし管外への搬送がありましたら人員を再編成などする、そういったことで対応しております。

このように、庄原消防署、東城消防署も同様に労務管理を徹底し、職員への負担が偏らないように運用をしております。

以上です。

〔1番 青山学君、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 青山議員。

○1番（青山学君） 先ほど申されたような労務管理、こちらを管外で、管外転院などですね、庄原市の市外へ行く救急車で出るなど長時間運転とか仮眠が十分でない場合の夜間、この勤務ではとても重要な、先ほど機関員、運転手を交代して作業するのはとても大事なことだと思いますので、継続して事故なく安全な活動をしてください。

また、突発的な体調不良も、やはり人間ですので出てくると思いますので、そういった申出がしやすいような、コミュニケーションを取りやすい職場環境のほうにも維持、これまでどおり努めていただきたいと思います。

そして、現在のこの備北地区消防組合の人員の中で、成果を目指す労務管理の視点ですね、こちらをちょっと先ほど伺ったのですが、ちょっと提案といいますか、例えば三次、庄原消防署の救急隊の人数を増員するとか、それか日勤救急隊ですね、全国的によく言われる、そういった設置などは検討はされているのでしょうか、お伺いしたいと思います。

〔消防長（山本修司君）、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 山本消防長。

○消防長（山本修司君） 議員の質問についてお答えします。

まず、日勤救急隊と質問にありました。これにつきましては、大都市において数多くの救急に対応するため、救急件数が特に多い日中に配属された救急隊員を救急業務に出場させる運用のことを言います。この運用は、日勤として業務形態で救急隊を指定して、救急業務に対応させるものです。

当組合では、新規採用職員が消防学校で初任教育を終えた後、続いて消防学校の救急課程へ入校するため、全職員が救急隊員の資格を持っております。そのため、日勤救急隊を必要としておらず、隊員の入替え、編成等で対応している状況です。

以上です。

〔1番 青山学君、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 青山議員。

○1番（青山学君） ありがとうございます。

先ほど言われたとおり、全職員が救急隊員の資格を持っているというのは、これはすごい備北消防の強みだと思っております。

ただ、その一方でまた、職員の救急隊員としてのスキルアップのほうはどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

〔消防長（山本修司君）、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 山本消防長。

○消防長（山本修司君） 失礼します。

平成31年から指導救命士制度を備北消防も導入いたしました。指導的な救急救命士を育成して、病院研修や消防学校への入校、スキルアップのための基礎訓練の反復、さらには総合訓練や多数傷病者対応訓練などを継続して救急救命士、さらには一般隊員の救急隊員のレベルアップに努めております。

以上です。

〔1番 青山学君、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 青山議員。

○1番（青山学君） 消防業務全体がとても緊張感のあるものであり、救急だけが特別というわけではないのですが、プロトコールの遵守であったりアンダートリアージの防止、さらには高速道路の運転など、チームとして多くの共通認識を

持っておかないと、救急は生命に直結しますので、こういった形が正しいのか、現場の声をしっかり反映していただきたいと思います。

では次、大項目の2番に移りたいと思います。

備北地区消防組合の今後のSNS広報についてお伺いしたいと思います。

現在、多くのSNS媒体があり、ほかの消防本部はSNSを使用して様々な情報発信を行っております。備北地区消防組合のSNS広報について、今後検討されているのかお伺いしたいと思います。

〔総務課長（茶木篤紀君）、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 茶木総務課長。

○総務課長（茶木篤紀君） 現在、当組合の広報媒体はホームページ、広報紙、音声告知放送などがありますが、幅広い世代にも広報するためにInstagramの開設を、来春の新庁舎移転の時期に合わせて、若手職員を中心とした運用検討会を立ち上げ、進めているところです。

職員採用や火災予防、救急活動に関する啓発の強化、消防活動への市民理解と関心の向上などを目的に、消防、防災について広報していく予定です。

以上です。

〔1番 青山学君、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 青山議員。

○1番（青山学君） Instagramのほうを使用されるということなのですが、更新内容はこういったものを投稿するかというチェック体制とか、どのような考えをされているのか。また、Instagramのほうは利用ユーザーが比較的若く、楽しく、興味が湧くものでないと見てもらえない反面、やはりちょっと公務員としての投稿は難しいと思いますし、ただ内容チェックをしていけば更新スピード、これらは更新スピードが速くないと見てもらえない点もあると思います。その点についてお伺いしたいと思います。

〔総務課長（茶木篤紀君）、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 茶木総務課長。

○総務課長（茶木篤紀君） Instagramの作成担当者には、個人情報や内部情報、また著作権に関する注意点等を考慮した上で作成するように指示しております。また、投稿までの手順は、作成したものを所属長が閲覧、承認し、最終的

には総務課で承認した画像等を投稿します。

議員のおっしゃるとおり、SNS広報はスピード感も求められます。今後運用する中で、職員と協議しながら、多くの方に閲覧していただけるような情報を発信していきたいと考えております。

以上です。

〔1番 青山学君、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 青山議員。

○1番（青山学君） これニュースにもなったように、なりすましや乗っ取り、これは大変注意を願いたいと思います。その対応の一つですね、公式アカウントとして月額料金を支払えば認証できるものがあったりするのですが、そういったものについてはお考えはあるのでしょうか。お願いいたします。

〔総務課長（茶木篤紀君）、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 茶木総務課長。

○総務課長（茶木篤紀君） 対策としまして、公式である旨の認証も取り入れたいと考えております。

以上です。

〔1番 青山学君、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 青山議員。

○1番（青山学君） こちらのSNSの広報のほうは、地元の高校の動画が約200万再生いきなりされたりとかあったりするのですが、やはり備北地区消防組合としてのアカウントで発信することですので、ちょっと本質をしっかりと、もちろんそれらは管理者の方がチェックをすると思うのですが、そのように本質を間違えないようにしっかりと広報をしていただきたいと思います。

では、以上で質問を終わりたいと思います。

○議長（保実治君） では、次に質問を許します。

〔11番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 藤岡議員。

○11番（藤岡一弘君） 備北地区消防組合議会の藤岡一弘でございます。議長にお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

このたびの質問では、2つについて質問をさせていただきます。1つ目、職員

の定数と採用について、2つ目、備北地区消防組合公共施設等総合管理計画について、以上2点の質問をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、それでは1つ目でございます。職員の定数と採用について質問をさせていただきます。

まず、職員定数についてお伺いいたします。

現在の備北地区消防組合の職員定数は210名となっております。こちら沿革のほうを見させていただきますと、昭和45年、備北地区消防組合に対し設立許可が下りたときは、当時46名でございました。そこから210名へ増加しておりますが、まず現在この210名という職員定数になっている理由についてお伺いしたいと思います。

〔総務課長（茶木篤紀君）、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 茶木総務課長。

○総務課長（茶木篤紀君） 定数の根拠についての質問でございますが、職員定数は国の定める消防力の整備指針に基づき、必要な施設及び人員を確保しつつ、地域の地理的、人口的な実情に即した消防体制の整備が設定されています。

なお、現在の210人とする定数条例の改正は、救急救命士業務の開始に伴う事務量の増加や消防本部通信指定課の新設による要員確保のため、平成8年4月1日に職員定数201人から現在の210人に改正しています。

以上です。

〔11番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 藤岡議員。

○11番（藤岡一弘君） 現在の職員定数のところが平成8年に改定されたということで、ということは約30年間改定されていないということになるかと思えます。この備北地区消防組合の管内の総人口、住民人口は確かに減っておりますが、先ほど報告いただきました火災等の出動件数は大きく変動はしておりません。さらに、先ほど御報告いただきました救命活動の出動件数においては、今年については現在31件増の4,438件ということで、昨年更新いたしました、令和6年度に更新いたしました過去最高の出動件数である4,850件を今年を超えるのではないかというおそれもございます。

そのような状況の中で、今後職員定数の増員も踏まえ、やはり定数の見直しを検討する必要があるかと思いますが、御見解を伺います。

〔総務課長（茶木篤紀君）、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 茶木総務課長。

○総務課長（茶木篤紀君） 定数の見直しについての質問でございますが、災害への対応を常時途切れなく運用するために、最低限の必要人員の確保は不可欠です。当組合では、ワーク・ライフ・バランスの推進として子育て休暇や特別休暇などの休暇が取得しやすい環境整備に努めていますが、その一方で、結果として日常的な人員の確保が厳しくなる側面も持っています。

現在の運用としましては、職員の休暇取得や各種学校への入校などによる欠員に対しては職員の移動勤務で対応している状況であり、余裕がない状態が続いていますが、職員努力及び柔軟な対応により業務遂行に必要な最低人員の確保に努めている状況です。

以上です。

〔11番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 藤岡議員。

○11番（藤岡一弘君） それでは続きまして、職員採用についてお伺いをいたします。

直近5年間の職員採用試験の応募状況について、受験者数と倍率について伺います。

〔総務課長（茶木篤紀君）、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 茶木総務課長。

○総務課長（茶木篤紀君） 職員採用の応募状況についてお答えします。

直近5年間の採用者数に対する受験者数の倍率は、約5倍です。直近の5年間の受験者数と採用者数を述べさせていただきます。

令和3年、受験者数35人、採用者数7人、倍率5倍です。令和4年、受験者数19人、採用者数4人、倍率4.8倍。令和5年、受験者数27人、採用者数6人、倍率4.5倍。令和6年、受験者数21人、採用者数3人、倍率7倍。令和7年、受験者数19人、採用者数6人、3.2倍でございます。平均して5倍ということになります。

以上です。

〔11番 藤岡一弘君，挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 藤岡議員。

○11番（藤岡一弘君） 全国の例を見させていただきますと，公務員全体に言えるのですが，その応募割合，受験者数の低下ということが心配をされています。福島県いわき市の消防の受験者数を見てみると，ここ10年間で3分の1に減少したところもあるというふうに聞いております。そのような中で，今後，備北地区消防組合においても受験者数や採用倍率の低下が心配をされるところでございます。また，新規採用者とのミスマッチによって若手職員が離職するような状況を避ける必要もあろうかと思えます。そのためにも今後，消防職員の採用につきましては，その周知の拡大と消防の仕事に対する理解促進が必要であるというふうに考えます。今後の備北地区消防組合の採用について，受験者数拡大や若手職員の離職を防ぐなど，その採用試験での取組についてお伺いをしたいと思えます。

〔総務課長（茶木篤紀君），挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 茶木総務課長。

○総務課長（茶木篤紀君） 職員採用に対する取組としましては，就職説明会の開催，インターンシップの実施，リクルーター制度を導入し管内の高校に職員を派遣したほか，オリジナルポスターを制作し，ホームページへの掲載や県内の高校，専門学校等への配布，管内の主要施設への掲示を行いました。また，令和6年度からは採用年齢を24歳から29歳に引き上げることで，消防吏員を志望しながらもキャリアチェンジのタイミングを逃していた方や，Uターン，Iターン希望者の呼び込みを図っています。また，新たに来年度から消防，警察，自衛隊による公安職合同就職説明会の開催を企画しており，消防の魅力発信に積極的に取り組んでまいります。

こうした取組を通じて，ありのままの情報を伝えた上で，苦難を共に乗り越えるチームワークやサポート体制を強調し，覚悟とやりがいのバランスを明確にし，採用後のミスマッチを最小限に抑えられるように努めています。

現在，消防本部・三次消防署新庁舎の建設が進められており，男性，女性職員の双方が能力を最大限に発揮できる職場環境づくりをソフト，ハード両面から支援し，引き続き消防の魅力について情報発信を行い，計画的な職員の確保に取り

組んでまいります。

以上です。

〔11番 藤岡一弘君，挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 藤岡議員。

○11番（藤岡一弘君） それでは，2つ目の項目といたしまして，公共施設等総合管理計画について質問いたします。

現在，先ほども御報告いただきました三次市消防署，そして消防本部の新庁舎の建設が進んでおります。備北地区消防組合が保有する消防署やまたは出張所などは，その多くが昭和57年または59年に建設された建物が多いです。ということは，建設から40年以上が経過していることとなります。

この公共施設の管理計画を拝見させていただきますと，基本的には鉄筋コンクリートの建物の耐用期間は50年ということで，修繕を行うことによって60年間は使用できるようにしていきたいというふうに書かれております。しかしながら，先ほど課長言われました消防施設等を最大限活用していくためにも，やはり建物の更新であったり，現在の課題に取り組んでいく必要があるかと思えます。

今回の質問に当たって，出張所などを見させていただきましたが，例えば庁舎が国道沿いに建設されており，また敷地面積も狭いことから庁舎の前での訓練が難しい出張所や，また女性職員とのプライベート空間が確保されていない施設などございます。そういった状況で，やはり今後の消防庁舎の更新については，今後計画を練っていく必要があるかと思えます。

また，先ほど述べさせていただきました，この建物が昭和57年また59年，同時期に建てられていることもあり，今後更新の時期が重なるおそれがあります。この総合管理計画の中では，今後40年間の総更新費用が約31億円になると書かれております。財政負担またはその財源確保の視点も含めて，今後長期の計画を立てていく必要があるかとも思いますが，今後の消防庁舎の更新について，今後の計画を伺います。

〔総務課長（茶木篤紀君），挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 茶木総務課長。

○総務課長（茶木篤紀君） 本組合の施設等の管理に関する方向性を定めた備北地区消防組合公共施設等総合管理計画は，令和2年11月に策定し，将来的に多額

の更新費用が見込まれる状況において、中・長期的な視点で更新、配置、長寿命化など計画的に行うことを目的としています。本計画では、構成市の財政状況や地域特性、社会環境の変化等を踏まえた施設管理の基本方針を定めており、令和2年度から令和42年度までの40年間を計画期間としています。

現在、当消防組合が保有する庁舎の多くは建築から40年以上が経過しており、職員数や車両、資機材の増加により庁舎の狭隘化が進んでいます。さらに、出張所では衛生管理やプライバシーの確保、女性職員への対応、感染症対策など様々な課題を抱えています。こうした状況を踏まえ、今後は庁舎の劣化状況や機能面での課題を考慮し、目標耐用年数を基本とした長期的な視点で整備の在り方を検討していきます。

特に、同時期に建設された9施設については、多額の更新費用が見込まれることから、更新の平準化が必要です。そのため、構成市と連携し、財源確保の方策を検討しながら、維持管理を基本としつつ、必要な施設整備を段階的かつ計画的に進めてまいります。

以上です。

〔11番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 藤岡議員。

○11番（藤岡一弘君） 今回の質問では定数と採用について、そして今後の庁舎の更新について質問をさせていただきました。これら全てについては、やはり消防機能を最大限に活用するためにはどうすればいいかという視点でさせていただきました。その恩恵を受けるのは管内の住民の方々でございますので、今後も引き続き消防機能を最大限発揮するために必要な施策を考えていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（保実治君） 続いて質問を許します。

〔12番 増田誠宏君、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 増田議員。

○12番（増田誠宏君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、大きく分けて2項目質問させていただきます。

1項目、マイナ救急の現状と課題について、これについては先ほど管理者から

も御説明をいただきましたが、その際の運用状況について行政報告にも記載がありますので、補足があればその運用状況についてお伺いします。

〔警防課長（中岡紳君），挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 中岡警防課長。

○警防課長（中岡紳君） 失礼します。増田議員の御質問にお答えします。

行政報告資料12ページの大きな5番のマイナ救急のところに数字が書いてあります。これについて説明させていただきます。

当消防組合の実証事業については、今年の10月1日に開始し、実施状況としては10月全救急件数、これは不搬送と途中引揚げ等を除くもの、これがおおむね月平均で50件程度になりますが、これを除いた326件中58件の閲覧、11月については全救急件数348件中59件閲覧、10月、11月ともに閲覧率については約18%程度となっています。

閲覧率について、100%となっていない理由については、マイナンバーカードを持っていないことや家族の付添い等、聞き取りで対応できる、また処置を優先した、これなどによって100%に至っておりません。

なお、救急要請された方のマイナンバーカードの所持率、これについては約40%となっております。

以上です。

〔12番 増田誠宏君，挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 増田議員。

○12番（増田誠宏君） 状況については御説明いただきましたので、そのあたり分かったのですが、その運用していただく中でタブレット端末の機器操作や通信環境、読み取り速度など、現場で運用面での課題がないか確認いたします。そして、もし改善が必要な点があればお伺いします。

〔警防課長（中岡紳君），挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 中岡警防課長。

○警防課長（中岡紳君） 失礼します。

タブレット端末の機器操作やデータの読み取り等について、特段の問題点については現在現場のほうからは聞いておりません。

また、地域柄、通信環境等が悪い場合、データ送信に何度もチャレンジするの

ではなく、一定程度繰り返して駄目な場合は、従来どおり聞き取りなどで得た情報を口頭で搬送先医療機関の医師に伝えるということで対応しております。

以上です。

〔12番 増田誠宏君，挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 増田議員。

○12番（増田誠宏君） では次に、救急現場におけるマイナ救急の実効性を高めるためには、救急隊のみならず受入れ医療機関との情報連携が円滑に行われることが不可欠です。現時点で読み取った医療情報が搬送先の選定や受入れ準備に適切に活用できているのか、医療機関側との連携状況についてお伺いします。

〔警防課長（中岡紳君），挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 中岡警防課長。

○警防課長（中岡紳君） 病院選定について、救急隊が現場で傷病者を観察した状態と併せて既往歴や服薬情報、かかりつけ、知り得た情報を基に、現在も搬送先医療機関を選定しております。マイナ救急については、本人や家族から既往歴や服薬情報、これを聞き取ることができない場合に有効なもので、情報を聞き取ることができない場合、このマイナ救急によって情報を読み取ることができれば、病院選定、これに有利な情報となります。この情報については、搬送先医療機関の医師についてもこの情報を得ることによって、後の医療行為に有益に働くものと思っており、住民に対しては有益な事業であると認識をしております。

以上です。

〔12番 増田誠宏君，挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 増田議員。

○12番（増田誠宏君） 有益な事業であるというふうに御説明いただきましたが、そこに対して次のことが大きな課題となると思いますが、意識不明など、本人が意思表示できない場合における運用と課題についてお伺いします。

救急隊が所持品、かばんや衣類のポケットなどを探してマイナンバーカードを取り出すことが認められているのか。あるいは、カードが外から視認できる状態で保持している場合に限り読み取りが可能としているのか、この点を確認いたします。

〔警防課長（中岡紳君），挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 中岡警防課長。

○警防課長（中岡紳君） 質問にお答えします。

救急隊員に、傷病者の承諾なしに所持品、これを検査、また情報を収集する必要性や緊急性は、原則認められていません。現場に警察官、第三者がいる場合、傷病者を搬送する医療機関へ身元に関わる情報を提供するためであることを説明して所持品の確認を行うことはあり、この場合は救急活動に関わる記録表に立会いを得た事実を記録しております。よって、カードが外から視認できる状態であっても、承諾なしに情報を読み取ることは原則控えることとしています。

ただし、搬送依頼先医療機関によって、身元不明者を搬送することを敬遠されることがあるため、この場合は先ほど議員から言われた、カードを外から視認できる状態で所持されている場合、個人情報保護法に基づき、生命、身体の保護が必要、意識不明等、同意取得困難時に限り、同意なしで情報を閲覧することは可能であるという規定があることから、限定的に読み取ることも許されると理解をして運用をしております。

以上です。

〔12番 増田誠宏君、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 増田議員。

○12番（増田誠宏君） 先ほど御答弁いただきましたことを考えますと、マイナンバーカードの所在というのは倒れている傷病者の身元や医療情報を迅速に確認するというマイナ救急本来の役割を発揮する上で大きな課題となります。先ほど所持率は40%という御答弁でしたが、このような現状を踏まえますと、例えばカードを日頃から分かりやすい位置に携行する方法や、家庭内で置き場所を工夫することも必要です。安全面に十分配慮した上で、このような日常的な携行意識の醸成やその周知の在り方について、備北消防としてどのように認識されているのかお伺いします。

〔警防課長（中岡紳君）、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 中岡警防課長。

○警防課長（中岡紳君） 今議員が言われたとおり、マイナ救急については所持についてはすごく課題があると思います。マイナ救急自体は、意識不明の方や酔酩者、認知症、精神疾患の方など、先ほど言いましたとおり聞き取りが困難な場

合に特に有益であり、マイナンバーカードを読み取ることで受診した医療機関や既往歴、服薬情報を確認することができます。

マイナンバーカードの所在についてなのですが、いのちのバトン、これは緊急連絡票、持病や服薬情報、これを紙に書いたものを専用の筒型のケースに入れて、冷蔵庫に入れ、冷蔵庫の扉に分かりやすいようにステッカーを貼っておくというものなのですが、こういった例もありますが、マイナンバーカードについては安全面を含め問題点も多々あり、当消防本部としては現段階においては住民の方にマイナ救急の仕組みを理解していただくことが最優先で、各種広報紙、ホームページやケーブルテレビを通じて継続的にPRを行い、もしものときのためにマイナンバーカードをできるだけ携帯していただくようお願いすることとしております。

以上です。

〔12番 増田誠宏君、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 増田議員。

○12番（増田誠宏君） では次に、マイナ救急を来年度以降本格実施する場合、通信費やオンライン資格確認システムの利用料など、毎年度一定の運用経費が発生すると考えられます。年間でどの程度の費用負担を見込んでいるのか。また、救急車両の台数に応じた増減、機器更新費用の見込みなど、継続運用に必要な経費についてお伺いします。

〔警防課長（中岡紳君）、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 中岡警防課長。

○警防課長（中岡紳君） マイナ救急の実証事業参加前の消防庁からの説明では、タブレット、カードリーダー1式約30万円、年間のセキュリティー料を含めた通信料1台約6万円から10万円と聞いていました。当消防本部は、今年度13台全ての救急車で実証事業に参加することとしましたので、令和8年度以降、タブレットとカードリーダー、これについては国からの無償貸与となり、設備投資の必要はありません。令和8年度の財政負担は、通信料のみ、セキュリティーを含めて13台で60万円の予算計上をする予定です。

なお、継続運用に必要な経費、国が示すタブレットの耐用年数5年ということを知っていますので、令和11年度までですが、それまでは年間60万円を見込ん

でいる状況です。

以上です。

〔12番 増田誠宏君，挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 増田議員。

○12番（増田誠宏君） 年間60万円程度という分で御答弁いただきました。経費が必要である以上，その効果が最大限発揮できるよう取り組むことが重要であります。先ほど，前の質問で何問かの質問で答えていただきましたように，住民の皆さんの安心・安全につながる事業となるために，引き続き分かりやすい周知に当たっていただきたいと思えます。

続いて，2項目の救急車の適正利用について。

令和6年，備北消防管内における救急出場件数は4,850件で，過去最多となっています。先ほどの行政報告によると，今年はさらに増えているようですが，このうち一定数は入院を要しない軽症ではないかと考えられ，こうした状況は緊急度の高い傷病者への到着遅延など，救急体制全体への負担増につながるおそれがあります。

そこで，令和6年の救急出場における軽症者の割合など，利用状況についてお伺いします。

〔警防課長（中岡紳君），挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 中岡警防課長。

○警防課長（中岡紳君） 先ほど消防長からの行政報告のほうでもありました，平成22年以降，年間の救急件数は，令和2年の新型コロナウイルス感染症の影響により減少した年を除き，4,000件を超えています。令和6年中の救急出動件数は4,850件，今年も昨年を超え，将来的には5,000件に近づくものと予想され，その増加の要因としては高齢化で，全救急件数の75%が65歳以上の高齢者です。

全救急件数に対する種別ごとの割合ですが，急病が約66%，交通事故約5%，けがなどによる一般負傷約15%，病院から病院へ施設間の搬送等，その他が約14%となっており，1か月平均約400件程度の出動をしています。

傷病者の程度別搬送率については，重症約10%，中等症約50%，入院加療を要しない軽症が約40%となっており，搬送先としましては市立三次中央病院や庄原赤十字病院をはじめとする備北圏域医療機関が約93%，広島大学病院や県立広島

病院，これら備北圏域外の県内医療機関に搬送することが約6%，県外医療機関が約1%というふうになっております。

以上です。

〔12番 増田誠宏君，挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 増田議員。

○12番（増田誠宏君） 先ほど軽症40%程度と御説明いただきましたが，この軽症搬送が生じている背景について，どのように分析されているのか，この辺少し再度お伺いさせていただきます。

〔警防課長（中岡紳君），挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 中岡警防課長。

○警防課長（中岡紳君） 当消防組合においては，入院加療を要しない軽症事案の救急件数は，先ほど言いましたとおり全体の約40%であり，そのうち約75%が65歳以上の高齢者です。当管内は，高齢化が進む中山間地域である田舎ということから，住民の皆様の心情としては，救急車がサイレンを鳴らし自宅に来られては近所の方が心配し迷惑をかけてしまう。また，具合が悪くなったことを知られたくない。都市部とは違って，できるだけ自分で何とか病院まで行こうという意識を持っておられます。しかし，公共交通機関が十分とは言えない地域が多く，高齢者であることなどから，自分で病院に行きたくても行けない。苦渋の決断で救急車を呼ばれるケースが多々あり，結果として救急車で搬送されたものの，軽症と診断されたものが多くを占めている状況です。

以上です。

〔12番 増田誠宏君，挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 増田議員。

○12番（増田誠宏君） 先ほど御答弁いただきましたように，できるだけ自分で病院に行こうという意識を持っていただいているということではありますが，一方では緊急性の低い事案に救急車が出動すると救急体制に一定の影響を及ぼす可能性があります。

消防庁が提供する全国版救急受診アプリQ助や，三次市が加入しています広島広域都市圏の救急相談窓口，#7119は，住民が緊急度を判断する上で有効な手段であり，救急車の適正利用を進める上で効果的であると考えます。

そこで、備北消防として、アプリQ助の普及促進や#7119のさらなる周知などを含めて、今後の適正利用に向けた取組についてお伺いします。

〔警防課長（中岡紳君）、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 中岡警防課長。

○警防課長（中岡紳君） 失礼します。

先ほど言いましたとおり、当消防組合管内の実情は、都市部と違って、できるだけ自分で何とか病院まで行こうという意識を持っておられ、救急車を不適切に使用し、救急業務全体に影響を及ぼすような事態は今のところ発生しておりません。

救急車の適正利用については、ホームページをはじめ救命講習等の住民指導の際にPRをさせていただいております。

先ほど議員が言われましたとおり、救急安心センター#7119や全国版救急受診アプリQ助の活用など、当消防本部としては本当に必要な救急車は躊躇なく要請をしていただくことをお願いし、これも限られた医療資源を適切に利用することであると理解を求めています。

以上です。

〔12番 増田誠宏君、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 増田議員。

○12番（増田誠宏君） では、最後の質問になりますが、全国的な流れという部分ではありますが、軽症者による救急利用は今後も一定数続くと考えられ、救急車の逼迫を防ぐためには新たな手法の検討も必要とされています。その一つとして、救急車そのものを有料化するのではなく、病院側で軽症者に選定療養費を設定する仕組みが全国で議論されており、救急外来の適正利用を促す有効な手段とされています。

こうした状況を踏まえて、備北地区消防組合として、将来に向けて構成市や管内医療機関と連携して、選定療養費の設定や救急外来の適正利用に関して協議の場を設けるなど、検討を進めるお考えがあるのかお伺いします。

〔警防課長（中岡紳君）、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 中岡警防課長。

○警防課長（中岡紳君） 救急車の有料化については、三重県松阪市や茨城県に

において実施されており、これは地域医療の中心的な役割を果たす病院に救急搬送されたものの、入院加療を要しないとされた場合は選定療養費として7,700円が請求されるもので、救急車の適正利用や医療資源の効率的な配分を目的としてつくられた制度として理解をしております。この制度により、松阪市では一定程度の成果があったとされていますが、当消防本部においては救急車の不適切な利用により救急業務全体に影響を及ぼすような事態になっていないことなどから、現時点で救急車の実質的な有料化の検討を、当消防本部が主導で関係機関と検討することは考えておりません。

以上です。

〔12番 増田誠宏君、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 増田議員。

○12番（増田誠宏君） 都市部と異なり、備北消防の管内においては救急業務全体に大きな影響はないということで理解いたしました。しかしながら、備北消防においても公式ユーチューブにおいて救急車の適正利用という動画をアップされています。その中で指令から現場到着までの所要時間、令和2年は8.2分だったのが令和5年には9.0分になっている。救急件数の増加とともに現場到着が遅くなっていると動画の中で説明されています。来年、三次消防署が移転しますと、さらに所要時間が遅くなる、長くなる可能性もあります。そうしたことも踏まえまして、救急車の適正利用に向けた周知や啓発を構成市とともに引き続き取り組んでいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（保実治君） 発言通告による質問を終わります。

日程第3、報告第1号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔副管理者三次市副市長（細美健君）、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 細美副管理者。

○副管理者三次市副市長（細美健君） 御上程をいただきました報告第1号、損害賠償額の決定について御説明申し上げます。

本件は、令和7年10月13日、三次市大田幸町市道田幸11号線上において、普通

走行中の三次消防署ポンプ車が住宅の軒と接触し、瓦及び雨どいを破損させたものです。

相手方と協議を行った結果、示談が調い、その損害賠償の額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

今後、このような事故がないよう再発防止に努めてまいります。

以上、報告1件につきまして御報告申し上げますのであります。

○議長（保実治君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保実治君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっている報告は、先例により質疑のみといたします。

日程第4、議案第12号備北地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例（案）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔副管理者三次市副市長（細美健君）、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 細美副管理者。

○副管理者三次市副市長（細美健君） ただいま御上程になりました議案第12号備北地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を受けて、林野火災注意報の創設や、消防法第22条第3項の規定による火災警報のうち、林野火災の予防を目的とした火災警報に関する規定の整備など、林野火災予防の実効性の向上を図る取組を火災予防条例の中に位置づけることとされたことから改正を行うものであります。

以上、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（保実治君） 質疑を行います。

〔12番 増田誠宏君、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 増田議員。

○12番（増田誠宏君） 第3章の3、林野火災の予防についての部分で質問させていただきます。

今回の条例改正，ここが大きな部分だと思うのですが，林野火災に関する注意報や警報の発令，さらには備北地区消防組合管理者の権限が新たに規定され，住民に対して火の使用制限に関する努力義務などが課されます。一方で，実際に住民へ十分周知をし，理解を得ていくためには備北消防単独では対応に限りが，限界があると考えます。各種広報や住民自治組織など連携を含め，構成市である三次市，庄原市との役割分担は不可欠です。

そこでお伺いします。

1つ目として，住民への周知として構成市とどのような連携を想定されているのか。

2点目，令和8年3月1日の施行日まで期間が限られています。構成市との連携を進めていくという部分でございましたら，どのようなスケジュールで進めていくお考えなのかお伺いします。

〔予防課長（常島竜治君），挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 常島予防課長。

○予防課長（常島竜治君） 失礼します。予防課長の常島です。先ほどの質疑においてお答えをいたします。

林野火災注意報発令なのですけども，当消防組合のホームページ，車両による巡回広報はもちろんですけども，構成市両市の危機管理課を通じて両市へのホームページへ掲載をお願いするのと，両消防団への通知をしていただいて，消防団からの広報もお願いをしようとして今考えております。これについては両危機管理課と調整を今，している段階であります。

以上でございます。

○議長（保実治君） よろしいですか。

〔12番 増田誠宏君，挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 増田議員。

○12番（増田誠宏君） 調整を図っていただくという部分がございます。

ちょっと2点目の質問の部分で，執行日が3月1日ですからもう2か月少々ですよね，という部分で時間が限られている中ではありますが，そのスケジュールの部分，どういうふうにされていくのか。ちょっとその2点部分で，お答えできるものがございましたらお願いします。

〔予防課長（常島竜治君），挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 常島予防課長。

○予防課長（常島竜治君） 大変申し訳ありません。

質疑については，この条例が可決された後に，火災予防規則の改正を行って，さらに運用基準を定めて，それに伴って住民へ告知をさせていただいて，スケジュール感をもって3月1日の施行に向けて今準備をしている段階でございます。

以上です。

○議長（保実治君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保実治君） これにて質疑を終結いたします。

討論願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保実治君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保実治君） 異議なしと認めます。

よって，本案は原案のとおり可決しました。

日程第5，議案第13号令和6年度備北地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

ただいま議題となっております議案第13号は，例年に倣い，本定例会で審議をいたします。

ここで監査委員であります吉川遂也議員には一旦退席をお願いいたします。

この際，しばらく休憩をいたします。

午前11時19分 休憩

（吉川議員退席，監査委員席の設置）

（監査委員（田邊宣昭君），監査委員（吉川遂也君），備北地区消防組合会計管理者（中村啓子君）入場し着席）

午前11時22分 再開

○議長（保実治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。

〔副管理者三次市副市長（細美健君），挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 細美副管理者。

○副管理者三次市副市長（細美健君） ただいま御上程になりました議案第13号令和6年度備北地区消防組一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

本会計の決算額は、歳入28億7,400万637円、歳出28億4,510万8,161円で、歳入歳出差引き残額は2,889万2,476円となり、翌年度へ繰り越したものであります。

それでは、決算書2ページの歳入から御説明申し上げます。

款1分担金及び負担金は、両市分担金24億8,710万4,000円、西日本高速道路株式会社からの救急業務支弁金による負担金658万3,410円、合わせて24億9,368万7,410円であり、歳入全体の86.8%であります。

款2使用料及び手数料は168万4,900円で、危険物等規制事務申請に伴う手数料によるものであります。

款5財産収入は、職員退職手当基金の保有債券運用益392万9,124円、官公庁オークションによる高規格救急自動車の売却益73万5,000円、合わせて466万4,124円であります。

款6繰越金は3,023万4,564円で、前年度の歳入歳出差引き残額によるものであります。

款7諸収入は852万9,639円で、その主な内訳は広島県防災航空隊へ職員1名を派遣したことによる職員負担金、及び県防災ヘリコプター運航調整交付金によるものであります。

款8組合債は3億3,520万円で、消防本部・三次消防署新庁舎建設事業及び消防救急デジタル無線システム整備工事設計業務によるものであります。

次に、6ページの歳出について御説明申し上げます。

款1議会費は90万8,699円で、議員報酬等によるものであります。

款2総務費は5億943万6,685円で、前年度決算と比べ12.1%の減となりました。その主な要因は、令和6年人事院勧告に伴う給与改定により職員給与が増額となった一方で、職員退職者数の減少により職員手当が大幅に減少したため、総

務費全体が減額となったことによるものであります。

款3 消防費は23億3,409万5,870円で、前年度決算に比べ40.2%の増となりました。その主な要因は、車両更新に伴う備品購入費が減少した一方で、令和6年人事院勧告に伴う給与改定により職員人件費が増額したこと、また消防本部・三次消防署新庁舎整備事業及び消防救急デジタル無線システム整備工事設計業務に伴い、委託料及び工事請負費が大幅に増加したことによるものであります。

款4 公債費は66万6,907円で、消防本部・三次消防署新庁舎整備工事設計業務に係る起債借入れの償還利子によるものであります。

款5 予備費については、執行はございませんでした。

以上、よろしく御審議の上、御認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（保実治君） それでは、決算の内容について説明をお願いします。

〔総務課長（茶木篤紀君）、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 茶木総務課長。

○総務課長（茶木篤紀君） お許しをいただきましたので、令和6年度備北地区消防組一般会計歳入歳出決算の内容について御説明いたします。

まず、歳入の詳細につきましては、先ほどの提案理由の説明と内容が重複いたしますので、割愛させていただきます。

それでは、歳出について御説明いたします。

16ページから17ページを御覧ください。

款1 議会費は、支出済額90万8,699円です。

款2 総務費の支出済額は5億943万6,685円で、不用額は10,303,315円です。

款2 総務費のうち、項1 総務管理費、目1 一般管理費の支出済額は5億934万4,078円です。

支出の主なものを御説明いたします。

節2 給料、節3 職員手当等、節4 共済費は本部職員32名に対する職員人件費です。なお、職員手当等には、退職者5名分の退職手当が含まれています。節8 旅費153万4,467円は、各種研修や訓練、会議等へ出席する旅費などです。節10 需用費1,397万4,464円の主なものについて、18・19ページの備考欄を御覧ください。下から7項目めになりますが、消耗品費343万8,547円、燃料費142万7,925円、光熱水費712万5,968円です。

16ページから17ページへお戻りください。

節11役務費1,002万9,340円の主なものは、21ページの備考欄を御覧ください。

1項目めの通信運搬費592万4,705円、4項目めの自動車損害保険料94万3,362円などです。

16ページから17ページへお戻りください。

節12委託料7,032万2,716円は、21ページの備考欄を御覧ください。上から5項目めの業務委託料（物件費）924万9,605円で、主なものは職員健康診断業務委託料、救急隊の感染防止対策に係るワクチン接種業務及び情報端末機器設定業務委託料、映像通報システム導入事業業務委託料などです。次の施設機器等管理委託料6,107万3,111円の主なものは、消防救急デジタル無線設備保守点検業務委託料、高機能消防指令施設保守点検業務委託料等です。

16, 17ページへお戻りください。

節13使用料及び賃借料2,379万6,374円の主なものは、21ページの備考欄を御覧ください。中段の事務機器等借上げ料1,187万2,842円、その他使用料及び賃借料1,104万1,057円で、イーサネット通信網サービス使用料やデジタルアクセス64回線使用料、発信位置情報システム回線使用料などです。

16, 17ページへお戻りください。

節17備品購入費61万1,859円は、主に職員貸与品の購入に係るものです。節18負担金補助及び交付金863万7,299円の主なものは、職員の短期人間ドック負担金や財務会計システム運用支援業務などです。節24積立金3,869万7,124円は、職員退職手当基金への積立金で、両市の消防費に係る基準財政需要額の2%相当分3,476万8,000円、及びこの基金に係る運用利子392万9,124円です。

引き続き、20ページから23ページを御覧ください。

項2, 目1 監査委員費は支出済額9万2,607円で、支出の主なものは例月出納検査に伴う委員報酬などです。

16ページ, 17ページにお戻りください。

款2 総務費の不用額の主なものは共済費、需用費及び委託料で、共済費は公的負担金率がマイナス改定となったことによるものです。需用費は、消耗品費、燃料費、食糧費、光熱水費、修繕料の実績額が見込みを下回ったことによるものです。委託料は、救急隊員の感染防止対策として実施するワクチン接種業務で、接

種予定者の見込みが下回ったことによるものです。

次に、22ページ、23ページを御覧ください。

款3消防費の支出済額は23億3,409万5,870円で、昨年度決算と比べ9億3,734万1,549円の増で、不用額は6,388万4,130円です。

項1,目1消防費の支出済額は14億3,959万9,102円で、不用額は1,655万8,898円です。この目1消防費につきましては、3消防署及び7出張所に関する経費で、その主なものについて御説明します。

節2給料、節3職員手当等、節4共済費は3消防署及び7出張所に勤務する職員の人件費です。節8旅費373万7,882円は教育研修や各種会議への出席、管外への救急転院搬送などに要したものです。節10需用費5,314万7,507円の支出の主なものは、消防車両等維持物品、救急用品、各種事務用品などの消耗品費、消防車両等の燃料代などの燃料費、庁舎の電気料などの光熱水費、消防車両等の車検及び整備、点検、消防救急資機材等の修繕などの修繕料です。節11役務費397万1,311円は車両点検手数料や登録手数料、廃棄物処理手数料、救急毛布等のクリーニング代の手数料などです。節12委託料110万6,253円は、はしご車通常保守点検、浄化槽保守点検管理委託などです。節13使用料及び賃借料263万7,642円の主なものは、職員の寝具の借り上げ料などです。節17備品購入費7,410万7,974円の主なものは、三次消防署と吉舎出張所配備の高規格救急自動車及びその救急資機材などです。節18負担金補助及び交付金384万6,610円の主なものは、初任教育、救急救命士養成課程入校などの負担金です。

続きまして、30ページから31ページを御覧ください。

目2消防施設費の支出済額は8億9,449万6,768円であり、この消防施設費のうち節10需用費69万8,368円は、修繕料として作木出張所浄化槽ブロワーと吉舎出張所のオーバースライダーの修繕です。節12委託料1億3,574万円は、備北地区消防組合消防本部・三次消防署新庁舎建設基本実施設計業務委託料と消防救急デジタル無線システム整備実施設計業務です。節14工事請負費7億5,805万8,400円は、備北地区消防組合消防本部・三次消防署新庁舎建設工事です。

22ページ、23ページに戻っていただきまして、消防費の不用額の主なものは職員手当等、共済費、需用費で、職員手当等は給与改定に伴う見込みが下回ったものです。共済費は、公的負担金率がマイナス改定となったことによるものです。

需用費は、各消防署の消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料の実績が見込額を下回ったためです。

次に、30ページ、31ページを御覧ください。

款4 公債費66万6,907円は、備北地区消防組合消防本部・三次消防署建設工事及び実施設計業務に係る緊急防災・減災事業債償還金の利子です。

款5 予備費の支出はありません。

以上、歳出合計額は、予算現額29億2,104万6,000円に対し、支出済額28億4,510万8,161円です。

令和6年度決算につきましては、歳入済額28億7,400万637円、歳出済額28億4,510万8,161円で、歳入歳出差引き残額は2,889万2,476円です。

以上で令和6年度備北地区消防組合一般会計歳入歳出決算についての説明を終わります。よろしく御審議の上、御認定いただきますようお願いいたします。

○議長（保実治君） 続きまして、田邊監査委員から監査報告をお願いいたします。

〔監査委員（田邊宣昭君）、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 田邊監査委員。

○監査委員（田邊宣昭君） 代表監査委員の田邊と申します。よろしくようお願いいたします。

平素より議員の皆様方には、消防行政に対しまして多大なる御尽力を賜り、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

さて、お許しをいただきましたので、監査委員業務を代表いたしまして、私のほうより令和6年度備北地区消防組合の決算審査の結果につきまして御報告申し上げます。

このたび審査に付されました令和6年度備北地区消防組合一般会計の決算並びに附属資料につきまして、吉川監査委員とともに慎重に審査いたしました。その結果、各提出書類はいずれも法令に準拠して作成されており、その計数は正確と認めました。

また、予算の執行におきましても、予算議決の趣旨に寄り添い、適正に執行されていることを認めました。

それでは、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、当年度の決算の状況であります。先ほど来説明されておりますように歳入歳出予算額29億2,104万6,000円に対しまして、決算額は歳入総額28億7,400万637円、歳出総額28億4,510万8,161円で、歳入歳出差引き残額2,889万2,476円を翌年度へ繰り越す決算となっております。

決算額を前年度と比較しますと、歳入は8億7,494万2,126円、歳出は8億7,628万4,214円で、いずれも増加しております。

計数の詳細につきましては、意見書にまとめておりますので省略をさせていただきます。

次に、施設整備の状況でございますが、当年度は三次消防署と三次消防署吉舎出張所の高規格救急自動車を更新され、消防、救急体制の充実を図られました。また、現在、三次市十日市町の高平地区に備北地区消防組合消防本部・三次消防署新庁舎の整備が進められております。新庁舎が備北地域の消防活動拠点として、複雑多様化する消防、救急需要に対応できる機能を備え、これまで以上に地域全体の安全を支える役割を果たされることを期待するものでございます。

なお、近年の異常気象による自然災害の多発や被害の大規模化、人口減少や少子・高齢化の進展、住民ニーズの多様化など、消防業務を取り巻く環境は大きく変化しております。中山間地域という広範に及ぶ活動範囲の中で、備北地区消防組合におきましてはこの変化に的確に対応し、住民の生命と財産を守るという重責を担われております。今後も関係機関との連携を強化され、安心して暮らすことのできる災害に強い安全なまちづくりの実現に向け、引き続き、高い目的意識を持って職務に取り組まれるように望むものでございます。

終わりにになりましたが、関係者の皆様の不断の御努力に対し敬意を表しまして、令和6年度備北地区消防組合の決算審査の報告とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（保実治君） 質疑を行います。

〔12番 増田誠宏君、挙手して発言を求め〕

○議長（保実治君） 増田議員。

○12番（増田誠宏君） 決算審査意見書のほうにも書いていただいておりますように、不用額が7,593万円余りであり、前年度比で約1.7倍に増加しています。内訳としては消防費、その中の委託料4,710万円が大きい額を占めているんだと思

いますが、例年に比べ不用額が大きく出た理由についてお伺いします。

〔総務課長（茶木篤紀君）、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 茶木総務課長。

○総務課長（茶木篤紀君） 議員の質問にお答えします。

消防施設費におきまして、令和5年度からの繰越し事業であります新庁舎建設工事に係る基本実施設計業務委託料において不用額が生じたものです。繰越明許額に対しまして支出額との差額が約4,700万円余りとなりまして、主な不用額となったものです。

以上です。

〔12番 増田誠宏君、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 増田議員。

○12番（増田誠宏君） その4,710万円不用額が出たということなのですが、これについて予算編成段階での事業見積等に課題はなかったのか、また3月に減額補正することを考えることはできなかったのか。このあたりを再度お伺いします。

〔総務課長（茶木篤紀君）、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 茶木総務課長。

○総務課長（茶木篤紀君） 本不用額につきましては、新庁舎建設に係る両市の分担金による負担割合に応じて減額により整理をしております。

以上です。

○議長（保実治君） よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保実治君） これにて質疑を終結いたします。

討論願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保実治君） 討論なしと認めます。

田邊監査委員、吉川監査委員、中村会計管理者、ありがとうございました。退席をお願いいたします。

（監査委員（田邊宣昭君）、監査委員（吉川遂也

君），備北地区消防組合会計管理者（中村啓子君）退席）

○議長（保実治君） お諮りいたします。

令和6年度備北地区消防組合一般会計歳入歳出決算について、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保実治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号令和6年度備北地区消防組合一般会計歳入歳出決算については認定することに決しました。

それでは、吉川議員の入場をお願いいたします。

（吉川議員自席へ）

○議長（保実治君） 日程第6，議案第14号令和7年度備北地区消防組合一般会計補正予算（第1号）（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔副管理者三次市副市長（細美健君），挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 細美副管理者。

○副管理者三次市副市長（細美健君） ただいま御上程になりました議案第14号令和7年度備北地区消防組合一般会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正、繰越明許費の補正及び地方債の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ7,984万7,000円を増額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ44億4,663万5,000円にしようとするものであります。

それでは、歳出について主なものを御説明いたします。

14ページを御覧ください。

14ページ、款2総務費、目1一般管理費の職員人件費につきまして、令和7年人事院勧告に伴う給与改定等により、職員人件費及び共済費を合わせて1,060万円増額。

同じく目1，一般管理費の一般管理経費につきましては、消防無線設備保守点

検業務の入札残により業務委託料を261万6,000円減額。消防本部のNHK放送受信料の未契約分の清算に伴い、使用料及び賃借料を10万4,000円増額し、合わせて251万2,000円を減額。

款3 消防費，目1 消防費の本部管理経費（職員人件費）につきましては，令和7年人事院勧告に伴う給与改定等により，職員人件費及び共済費合わせて7,530万円を増額。

同じく目1 消防費の本部管理経費（一般管理経費）につきましては，三次消防署甲奴出張所及び庄原消防署高野出張所の高規格救急自動車2台分の車両更新による入札残により，備品購入費を789万8,000円減額するとともに，各消防署のNHK放送受信料の未契約分の清算に伴い，使用料及び賃借料を323万7,000円増額し，合わせて466万1,000円を減額。

款4 公債費，目2 利子につきましては，消防本部・三次消防署新庁舎建設事業に係る起債の借入利率が当初の見込みを上回ったことにより，償還金利子及び割引料を112万円増額しようとするものであります。

次に，歳入について，主なものを御説明いたします。

12ページを御覧ください。

12ページ，款1 分担金及び負担金は，分担金を職員人件費の歳出増などにより4,526万7,000円増額。負担金は，救急業務支弁金の確定により138万円を減額し，合わせて4,388万7,000円を増額。

款5 財産収入は，官公庁オークションによる高規格救急自動車1台分の売却益により，財産売払収入を36万9,000円増額。

款6 繰越金は，前年度繰越金の確定により2,889万1,000円を増額。

款8 消防債は，消防本部・三次消防署新庁舎建設事業に係る起債額を精査し，消防施設等整備事業債を670万円増額しようとするものであります。

第2条，繰越明許費につきましては，4ページ記載の第2表繰越明許費のとおり，消防本部・三次消防署新庁舎建設事業に係る外構工事について，令和8年度に繰り越そうとするものであります。

第3条，地方債の補正につきましては，5ページ記載の第3表地方債補正のとおり，消防施設等整備事業について借入限度額を変更しようとするものであります。

以上，よろしく御審議の上，御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（保実治君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保実治君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保実治君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保実治君） 異議なしと認めます。

よって，議案第14号令和7年度備北地区消防組合一般会計補正予算（第1号）

（案）は原案のとおり可決いたしました。

以上で本定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和7年12月備北地区消防組合定例会を閉会いたします。皆さん，大変御苦労さまでした。

午前11時55分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により，ここに署名する。

令和7年12月23日

備北地区消防組合 議 会 議 長 保 実 治

議事録署名者 藤井憲一郎

議事録署名者 國利 知史